

広島県告示第三百二十九号

平成十六年広島県告示第七七十二号（証紙代金収納計器の取扱人の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

「 広〇〇八 「 広〇一五
表中 広〇一三 を 広〇一六
「 広〇一六 「 に改める。